

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 2 8 6 号

令 和 7 年 9 月 1 8 日

各 郡 市 等 医 師 会 介 護 保 険 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会

常 任 理 事 吉 賀 攝

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和6年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について」

標記について、厚労省より各都道府県介護保険担当課(室)等宛に事務連絡が発出された旨、日医担当理事より別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしく
お願い申し上げます。

令和7年9月16日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業
(令和6年度老人保健健康増進等事業)」の「手引き」等の公開のご連絡について
(情報提供)

「適切なケアマネジメント手法」は、要介護高齢者本人と家族等の生活の継続を支えるために、介護支援専門員が培ってきた知見に基づき、想定される支援を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント/モニタリングの項目を整理したものです。

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業」については、厚生労働省の令和6年度老人保健健康増進等事業として、株式会社日本総合研究所の受託により実施されました。

今般、日本総合研究所のホームページにおいて、『「適切なケアマネジメント手法」の手引き その3』及び『はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド』が掲載されましたので、情報提供いたします。掲載先等の詳細については、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和6年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について（情報提供）【その8】（令7.9.10 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和6年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について（情報提供）

【その8】

計2枚（本紙を除く）

Vol.1420

令和7年9月10日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936、3877）
FAX：03-3503-7894

事務連絡
令和7年9月10日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
各介護保険関係団体

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業（令和6年度老人保健健康増進等事業）」の「手引き」等の公開のご連絡について（情報提供）【その8】

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年度の「適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業」を実施した（株）日本総合研究所のホームページにおいて、『「適切なケアマネジメント手法」の手引き その3』及び『はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド』が掲載されましたので、ご案内いたします。

各自治体におかれましては、内容をご確認の上、管内の居宅介護支援事業者や介護支援専門員、関係団体、関係機関に周知いただくとともに、これらの手引き等を積極的に活用し、管内の居宅介護支援事業者等の方々と研修会や事例検討会を実施するなど、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組を一層進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後、当該事業に係る進捗等につきましては、随時お知らせしてまいりますので、よろしく願いいたします。

- [「適切なケアマネジメント手法」の手引き その3 ～疾患別ケアについて学ぶ～](#)
 - 多職種との連携でも活用が期待できる「疾患別ケア」を中心に解説をした冊子です。手引きその1、その2とあわせてご活用ください。

- はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
 - 本ガイドは、高齢者の世帯類型に着目し、ケアマネジメントのある場面において「適切なケアマネジメント手法」の中でもどのような項目に着目し、どのような取り組みが考えられるのかを例示したものです。
 - 本ガイドは独居世帯編と高齢者のみ世帯編の2つがあります。
 - 本ガイドをご活用いただく前には、活用のための説明書（考え方編、使い方編）

をご覧ください。

① [活用のための説明書 ～考え方編～](#)

- 本ガイドの活用に向けて、「適切なケアマネジメント手法」や本ガイドのねらいや概要を説明しています。

② [活用のための説明書 ～使い方編～](#)

- 本ガイドの具体的な使い方や活用上の留意点を説明しています。

③ 「はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド 本編

- ・ [はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
～先輩ケアマネジャーと学ぶ「適切なケアマネジメント手法」～独居世帯](#)
- ・ [はじめての「適切なケアマネジメント手法」実践ガイド
～先輩ケアマネジャーと学ぶ「適切なケアマネジメント手法」～高齢者のみ世帯](#)

※ 参考

○ [厚生労働省HP](#)

適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進

○ [日本総研HP](#)

「適切なケアマネジメント手法」に関する過去の成果物一覧

- 適切なケアマネジメント手法の本編や手引きその1・その2、概要版（項目一覧）などの成果物を全て掲載しております。

【担当】

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 人材研修係

電 話：03-5253-1111（内線 3936、3877）

F A X：03-3503-7894

e-mail：shinkou-jinzai@mhlw.go.jp